

◎新潟県告示第389号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

令和元年9月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	1者	下関1129番1ほか176筆 15.7ha
新潟市	2者	北区木崎六町歩118番1ほか1筆 0.2ha
五泉市	1者	一本杉午島4588番ほか4筆 0.3ha
長岡市	20者	三之宮町西野（土地改良）1020番ほか311筆 35.8ha
見附市	1者	東今町149番ほか7筆 2.0ha
小千谷市	1者	桜町ニイ夫376番1ほか38筆 5.7ha
糸魚川市	1者	藤後ひがし726番1ほか20筆 0.3ha
佐渡市	1者	上新徳410番1ほか1筆 0.1ha
合計	28者	566筆 60.0ha

2 申請年月日

令和元年8月23日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。